

佐世保市監査委員公表第21号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

消防局 分

令和6年7月23日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



6 佐消総第106号

令和6年7月10日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

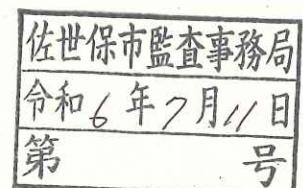
佐世保市長
宮 島 大 典



監査結果に対する措置について（通知）

令和6年6月19日付、佐世保市監査委員報告第5号で提出された監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上



措置通知書

消防局 総務課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあつた。	規程は認識しており、部長等専決事項としていましたが、本件事案は、課長までの決裁をとった後に部長等までの決裁を受けずに文書を綴っており、確認が十分でなかったことから発生したものです。 実地監査時に本件事案について報告を受けた後に即時、次長及び局長へ説明を行うとともに令和6年4月12日決裁を受けました。 令和6年6月24日に各課庶務担当者に対し、情報公開にあたりCD-R等の料金が含まれる場合は、歳入調定の決裁時に専決者である局長（部長）の決裁まで完結しているかを確認するよう、周知徹底を図りました。